

# 夢洲関連事業(万博、インフラ、IR)の想定工事車両

万博工事期間中(2022年度中頃~2024年度末)のうち、万博・インフラ・IRの各事業の工事車両が最も多くなる時が重なった場合の1分あたりの想定工事車両台数。

なお、工事車両の運行時間については、基本的に8時~17時で各事業者に要請。



## 【AIカメラ等を活用した工事車両の運行管理システム】

- 異なる事業の多くの工事車両が、時間帯毎に配分された台数を遵守しているかを管理する必要があることから、**AIカメラ等を活用した運行管理システムを構築**していく。
- R5年度には、万博工事が本格化することから、R4年度にはシステムを構築して試行実施を行い、R5年度からの本格運用をめざす。

### ① 南北ルート別、時間帯別上限台数の設定

- 工事車両の配分調整結果を踏まえ、ルート別(北・中央・南)、時間帯別の通行可能台数を設定(上限)

### ② 工事用車両の事前登録

- 夢洲へ流出入する工事車両の車両ナンバーを事前登録
- 必要に応じて事業者間で台数調整

大阪 230  
と  
12-34



### ③ 工事車両の運行確認と通行状況の把握

- 道路等に設置したAIカメラ等で通行確認(車両ナンバーを読み取り、登録車両かどうかを自動照合)
- 入退場ゲート到着時に車両情報をAIカメラ等で確認し、登録車両かどうかを照合(未登録車両は、別途登録)
- 違反事業者に警告



カメラ等設置位置(案)

# 各事業者への周知、徹底事項について

## ■ 工事車両・通勤車両の適正な運行・通行の徹底（夢洲等まちづくり事業調整会議において各事業者に通知した内容）

夢洲関連事業の工事車両や通勤車両に対し、通行ルート沿道の地元（連合町会、町会、地元議員、沿道の方など）の方から、通行する車両増加に伴う交通渋滞、交通事故や振動、騒音、大気汚染などについての懸念の声が多く寄せられています。

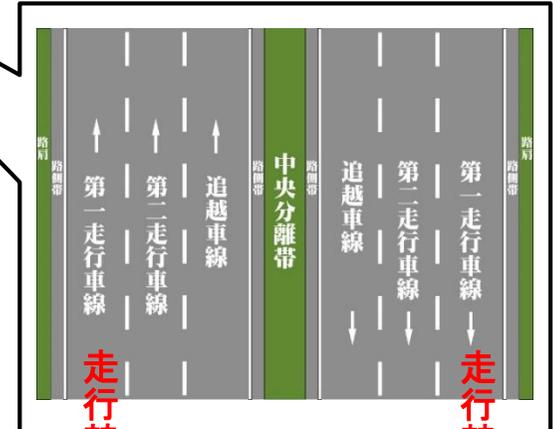
工事関係車両による沿道への影響をできる限り少なくするとともに通行に際し地域の理解をいただくことが必要であるため、以下の事項を遵守してください。

- ① 工事関係車両については、配分調整したルート毎、時間帯毎の配分台数以内の台数を通行させること。配分調整台数以上の通行が必要な場合は、必ず事前に他の事業者と台数調整を行い、夢洲関連事業全体の台数が通行可能台数を超過させないこと。
- ② 工事車両の運行にあたっては、本事業調整会議で決定した運行ルールを必ず遵守すること。（次頁）
- ③ 工事車両が一般道路（特に生活道路）を通行する場合には、必ず各事業者において、通行ルート、時間帯、台数、通行時の安全対策、連絡先等を記したビラを作成し、地元の理解を得たうえで通行させること。
- ④ 各事業者は、工事関係車両の通行に対する沿道への影響を鑑み、高速道路の積極的な利用をお願いします。
- ⑤ 工事関係車両の違法行為や迷惑行為等の通報（事業者、受注者等の特定の有無に関係なく）があった場合には、事業者において車両の特定と行為の確認を行い、行為が判明した場合には再発防止策を策定し、通報者の方への対応をするとともに工事連絡調整ワーキンググループにおいて報告をすること。
- ⑥ 各事業者において、地元や関係者等から苦情、要望等を受けた場合やそれに対する対応等をされた場合（他の工事に影響する場合には、可能な限り対応策提示前）は、全事業者に情報提供をしてください。

# 工事車両の運行ルール(事業調整会議決定事項)

工事車両の運行にあたっては、以下のルールを必ず遵守すること。

1	工事車両表示(ゼッケン)の設置
2	指定された運行ルート及び運行時間帯の遵守
3	駐停車(待機含む)の禁止
4	道路上での生コン車シュート洗いの厳禁
5	第1走行車線の走行原則禁止
6	営業ナンバーと白ナンバーの適正使用
7	特殊車両通行時における適正な手続きの遵守
8	過積載の厳禁
9	規制速度・法定速度の遵守
10	信号のない横断歩道での歩行者待機時での一時停止



- ・各ルールに対する効果
- 交通安全対策・・・①②③④⑧⑨⑩
- 交通渋滞対策・・・②③④⑦
- 沿道環境対策・・・①②⑤⑧⑨
- 法令遵守対策・・・③⑥⑦⑧⑨⑩